

告 示

埼玉県告示第五百八十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十九年五月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十九年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社東京高英

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県新座市馬場一丁目十一番地二十

ハ 代表者の氏名

原田 充子

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十八）第七〇一四四号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

ロ 停止を命ずる期間

平成二十九年五月十日から五月十二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社東京高英は、東京都品川区内の民間工事において、法第三条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。

このことは、法第二十八条第二項第二号に該当する。